



## ■ 規約ってなに？

「規約」とは、組織や運営についての根本的な規則を書面化したものです。最上位の決まりといえることができます。

NPO法人申請の際には、これを定款<sup>ていけん</sup>と呼び必ず提出しなければいけない書類の一つです。呼び方は違っても、組織として活動をするための「ルール」であることに違いはありません。規約は団体のメンバーが共通認識をもち、円滑に活動をすすめていくうえで、

大切な役割を持つものです。

市民活動団体・NPOの活動はチラシやHP、メディア等で断片的に見ることはあっても、団体の目的や運営の実態は外部からなかなか見えにくいものです。

そこで、組織の理念や組織構成、運営等、組織の形について、客観的に誰が見てもわかるもの、すなわち「規約」を通し、どのような組織であるかを社会に対して示すことができます。

## ■ 規約がないと、こんなときに大変！？

**事例1**…活動5年目の団体です。最近、新聞などで活動の様子を報道され、さまざまな人が参加してくれるようになりました。嬉しい反面、困ったことが…。

意思決定のルールが不明確なので、活動にまとまりがなくなりました。

⇒ 市民活動団体・NPOには、その目的に賛同した、さまざまな人が参加をして活動をしています。はじめは、同じ考えをもっている人だけの集まりだったとしても、参加する人が増えるにつれて、多様な考えを持つ人が参加してくるようになります。

規約がないと、会員がそれぞれ自分勝手に活動を始め、団体としての活動が停滞することにもなりかねません。団体の目的や運営方針等について明確に示せる状態にしておくことが大切です。

**事例2**…あるNPOの活動に共感したので、活動資金を寄付したいと考えました。そこで、どのような団体なのかかわかる情報を探したのですが、規約や決算書はありませんでした。結局、寄付することは止めることにしました。

⇒ 団体の基本理念や組織構成などについて提示できるものがないと、「この団体は大丈夫かな？」という不安を相手に与えてしまうことにもなります。

**事例3**…当団体では会費などの管理をしっかりと行っていくため、郵便局に口座をつくることにしました。ところが、窓口で「団体について詳しくわかるものを提出する必要があります」と言われてしまいました。

⇒ 団体についての情報を客観的に示すものがないと、いくら活動内容や人数等が該当していても、団体としては認められないことがあります。

## ■ 規約でトラブル知らず！？

ここまであげた3つの事例から「規約」には次のような効果があるということがわかります。

- ① 団体に参加する人が共に協力しやすくするためのルール…**事例1**
- ② 外から見てもどのような団体であるかをわかるようにする…**事例2** **事例3**

このように規約を事前に定めることでトラブルを未然に防ぐ役割があります。

規約作りを通して団体そのものを見直して、より円滑な活動ができるように組織を作り直すきっかけとなることもあります。

規約をつくるときは 団体のメンバーをたくさん巻き込んで、じっくりと話し合いながら作業をすることが重要です。

参考『一夜でわかる！「NPO」の作り方』  
加藤 哲夫 著／夫婦の友社

# 団体規約をつくらう！ ～作成のポイント～

## ① 名称・所在地

団体の名前、拠点は必ず明記します。

## ② 目的

何を達成するための組織なのかを明確に記述することによって団体の存在意義を示す重要な部分です。

※規約の冒頭などに「設立趣旨／基本理念」という形で団体が考える問題意識や思いも併せて載せると、団体の使命がより伝わります。

## ③ 活動内容

団体の本来の活動を見失わないよう、団体の目的に沿った活動内容（事業）を書きましょう。

## ④ 会員についての規定

趣旨に賛同する人の集まりとしての会員の規定です。会員の種類、会費、入会／退会方法等を明確にしましょう。

## ⑤ 役員についての規定

会員から役員を選任する方法や、役員の種別、職務、任期を明記して、役割分担と責任を明確にしましょう。

## ⑥ 会議の持ち方について

会議は団体の意思決定を行なう場です。会議の種別・定員数・議決について定めましょう。団体の意思決定について、団体内の複数の会議のどこにどのような権限があるのかを明確にしましょう。

## ⑦ 組織の運営についての規定

会計や資金、監事の規定、規約の変更、事務局など部局を設けるのであればその規定など、組織の運営に関する規定を必要に応じて定めておきましょう。

### ●参考例【〇〇の自然を守る会規約】

(基本理念)

私たちの街は、近年開発が進み、かつて当たり前のようであった自然も今ではほとんど消えてしまいました。そのような中で〇〇地域には今では数少なくなった自然が未だ手付かずのままです。私たちは、〇〇の自然を愛する人の輪を広げ、市民の立場から〇〇の自然を守り、後世へと残していきたいと考え、会を結成しました。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は、〇〇の自然を守る会と称する。

(事務所) ①

第2条 本団体は事務所を、仙台市青葉区△△に置く。

(目 的) ②

第3条 本団体の活動は、「〇〇にある手付かずの自然を守り、後世へと残す」ことを目的とする。

(活動内容) ③

第4条 本団体は目的を達成するために次の活動を行なう。

- 1) ～の自然の調査と記録に関わる事業
- 2) ～の自然の魅力を伝える機関誌の発行
- 3) その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会 員

(会 員) ④

第5条 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

(略)

第4章 会 議

(会 議) ⑤

第15条 本団体に次の会議をおく。

- 1) 総 会
- 2) 理事会

(総会付議事項) ⑥

第19条

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1) 活動計画および予算決定に関する事項
- 2) 活動報告および決算報告に関する事項
- 3) その他運営に関する重要な事項

(略)

資金に関する規則

(準 則) ⑦

第1条 本団体の資金

(会費、寄付金、その他の収入)に関する取扱いは、この規則の定めるところとする。

規約の内容は総会で決議をしないと変更することが出来ません。頻繁に変更が必要なものは別に規則を設けることで柔軟に組織を運営できます。

この部分が団体の使命を表しています。会の存在意義を示す重要な部分です。

使命を基に団体が何の活動をしているのか一目瞭然になります。

それぞれの会議で何を決定するのか、意思決定はどこが主導するのかを決めます。

「市民活動お役立ち情報」は市民活動に役立つ情報が”ギョツ”とつまった市民活動の便利帳です。この他のお役立ち情報はサポートセンターのHPからダウンロードいただけます。